

規制の事後評価書

法令の名称：ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令

規制の名称：家畜伝染病予防法に基づく防疫措置の対象疾病の拡充

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

評価実施時期：令和 8（2026）年 7 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ランピースキン病ウイルスを原因とする牛・水牛の病気であるランピースキン病について、令和 6 年における我が国での発生状況等を鑑み、「伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある」疾病であるとして家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第六十二条の疾病の種類として指定し、行政指導ではなくより強制力をもった防疫措置をとれるようにする。

<今後の対応>

☐そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☒廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☒ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	－（当該疾病の発生件数等により把握）
	事後評価時	当該疾病の発生件数 0 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	－（当該疾病が発生した場合には、家畜の所有者において生ずる費用の増加額等を把握）
	事後評価時	本政令の新設(令和 7 年 7 月)以降、当該疾病の発生はなかったことから試算困難。

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	－（当該疾病が発生した場合には、都道府県等において生ずる費用の増加額等を把握）
	事後評価時	本政令の新設(令和 7 年 7 月)以降、当該疾病の発生はなかったことから試算困難。

■その他の負担

・－

3 考察

- ランピースキン病について、事前評価を実施した政令の新設以降、新たな発生はなかったため、効果や負担について事後評価を行うことは困難。
- 一方で、ランピースキン病の世界的な流行の継続や伝播力の強い株の広がりにより、本政令の目的であるランピースキン病の発生予防とまん延防止は引き続き重要であることから、今般の家畜伝染病予防法改正（令和 8 年法律第 20 号）によりランピースキン病を家畜伝染病に格上げし、これらの措置が可能になったところ。従って本政令は役目を終え、家畜伝染病予防法の改正の施行と同時に廃止したところ。